

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 監査事務局 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年１１月２８日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月３１日 文字起こしシステムを利用して会議録の同時編集を行うことで、監査等の記録作成にかかる時間を飛躍的に短縮することができた。また、タブレットＰＣの追加導入により、ペーパーレス化による効率的な監査事務の運用を進めた。 これらの取り組みに加えて、朝礼時に時間外勤務予定を報告する取り組みを続けたことで、令和４年度に年間３６０時間を超えた職員は２人であったが、令和５年度においては０人とすることができた。
（４）監査事務局内の内部統制が適切になされないリスク 財政・会計・法務・監査等の経験を有する職員の確保及び育成を図るとともに、さらに高度の内部統制に努めること。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月３１日 研修受講を積極的に進めて職員のスキルアップを図るとともに、受講した職員が職場研修で他の職員に研修内容を共有することで、事務局全体へのフィードバックを行っている。 令和５年度は、１１月に国際文化アカデミー、１～２月に市町村アカデミーにおける研修に職員が参加し、監査事務や内部統制に関する知識の集積を図った。 令和６年度においても、一般社団法人日本経営協会や市町村アカデミーのほか、新たに自治大学校で監査・内部統制専門課程を受講することとした。今後も、こうした外部研修の成果を職場に還元するなどし、引き続きより高い水準での内部統制に努めていく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で事務処理誤りが見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスの発生を防ぎ、所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能するよう、所属長は引き続き定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【 措置済 】 令和 5年11月28日 定期監査で注意のあったケース、他課の事前調査等において発生したケースについて情報共有を行い、再発防止を図った。 また、事務の執行が例規に基づくことを改めて認識するよう呼び掛け、意識付けを行った。
② 監査事務の効率化について【有効性の視点】 監査事務は、全部局に影響を及ぼすこと、監査委員の事務補助という立場から最小の手順で効果的な資料作成・提案が求められる。一方で、地方自治法改正に伴うリスク及び3 Eの視点導入時に大幅見直しを行い、導入前より手順が増加している。監査事務フローをさらに見直し、I C T導入等今日的課題に論理的に取り組める職員の育成を図り、事務局内、ひいては全部局の働き方改革に資する取り組みを進めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 監査事務フローを見直し、事務負担の軽減を図り、より効率的かつ効果的な監査手法を検討していくため、監査事務におけるデジタル技術の活用に関心する職員が実践的に取り組んでいるところであり、これをさらに推進して職員の育成及び課題の解決につなげていく。また、この取り組みについて、総務部デジタル戦略課を通じた全部局への共有も考えている。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 従来から取り組んでいる監査時の議事録作成のシステム化や、監査資料作成時のR P A導入に加え、令和7年度中に監査資料の時間外勤務状況を自動抽出できるよう、デジタルツールを活用した取り組みに着手したところである。運用が軌道に乗れば、監査対象所属が監査資料作成にかかる時間を軽減させることが見込まれる。
③ 包括外部監査制度の導入に向けた準備について【有効性の視点】 中核市移行に備え、中核市に義務付けられている包括外部監査制度の導入に向けて、できる準備をしておくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 当市が過去に包括外部監査を実施した際の資料も参考としつつ、すでに導入済みである都市の実施状況を確認するなど、制度導入にあたってすべきことを研究していく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 過去の包括外部監査関係資料を確認するとともに、令和6年度東海地区都市監査委員会総会・研修会において、包括外部監査経験のある講師による研修を、監査委員とともに受講した。令和7年度行政監査では、監査専門委員に同氏への監査専門委員に委嘱を検討するなどし、制度導入に向けた研究を段階的に進めていく。

④ 公の施設の指定管理者監査について【有効性の視点】 公の施設の指定管理者監査は、一巡するのに10年以上を要しており、今年度でやっと全ての施設が監査を受けることとなる。今後は、牽制を強化するためサイクルの見直しを検討すること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 対象団体の少ない出資団体監査も合わせて監査サイクルの見直しを行った。公の施設の指定管理者監査は、これまで1年度に2件実施していたが、対象施設によっては1年度に3件実施する計画を作成し、概ね8年程度で一巡できるよう改めた。
⑤ 過去からの監査結果の活用について【効率性の視点】 過去からの監査結果は貴重であり、これが有機的に活用されることが望ましい。ICT技術の活用により、検索・活用の利便性を向上させること。	【継続努力】 令和 6年 7月 31日 全国都市監査委員会のホームページにある監査結果検索システムについて、四日市市の監査結果も登録を行う方向で検討を進めている。これにより効率的に過去の監査結果を検索することが可能となるため、監査委員会に諮ったうえで、令和6年度中に登録を行いたい。
	【措置済】 令和 6年 11月 30日 全国都市監査委員会のホームページにある監査結果検索システムに、該当実施期間における監査結果を登録した。今後も継続して登録し、監査の質の向上に活用できる環境を整えていく。
⑥ 住民監査請求への対応について【有効性の視点】 住民監査請求について事前研究に努め、いつ請求があっても通常業務への影響が最小限となるよう準備しておくこと。	【措置済】 令和 6年 6月 25日 令和6年4月に2件あった住民監査請求については、主担当とともに副担当も事務を行っており、育休中を除く書記全員が住民監査請求の経験を積むことができた。 引き続き、住民監査請求についての研修の受講、書籍の活用などで、日頃から学びを深めるよう努めていく。
⑦ 監査結果の議会での活用について【有効性の視点】 監査結果について、議会でも有効に活用されることが求められる。当局とは、市長・副市長との意見交換を行っていることから、議会へのアプローチについても検討すること。	【措置済】 令和 6年 3月 11日 令和5年度より、市長・副市長との意見交換と同時期に、監査委員から議長・副議長に対する監査結果報告を行うこととした。
⑧ スキルを有する職員の確保等について【有効性の視点】 ア 職員定数条例の定めはあるものの、限られた人員で本市の内部統制の最後の砦としての役割を果たせるよう、財政・会計・法務・監査等のスキルを有する職員の確保及び育成に最大限努めること。	【措置済】 令和 6年 3月 31日 人事異動に際しては、監査に必要なスキルを有する職員の配置が必要である旨をあらためて人事担当部局へ伝え、職員の異動によって監査事務局の機能が低下しないよう努めた。 引き続き、外部研修なども通じて監査事務局職員の育成に努めていく。

イ 現在、管理職を中心として行っている資格取得の流れを、職場全体に拡大すること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 自治大学校や市町村アカデミーをはじめ、積極的に職員の研修受講を進めている。資格取得には至っていないが、監査に有用な研修を通じ、引き続き職員の能力向上に取り組む。
	【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 令和6年度は、所属初の自治大学校内部統制・監査専門課程への職員派遣をはじめ、市町村アカデミーなどの研修受講を行った。 令和7年度においても、引き続き積極的に職員の監査に必要な知見を高め、全庁の適正事務に寄与するべく、派遣研修も含めて各研修受講に必要な予算措置を行った。また、職員の能力向上を図り、必要な資格取得やリスクリングにつながるよう取り組んでいく。
⑨ ホームページの周知活用について【有効性の視点】 監査事務局のホームページについて、周知活用を図ること。	【 措置済 】 令和 6年 3月27日 市役所ホームページのトップページ下関連サイトに、監査事務局ホームページのバナーを掲載し、利用者の目に留まりやすくなるようにした。 また、監査結果や措置状況の公表にあたっては、広報よっかいちにお知らせを掲載することとした。